

八筑医発第 26-536 号
平成 26 年 12 月 9 日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

嘉麻市子ども医療費支給制度の改正に伴う助成制度の拡大について

平成 27 年 1 月 1 日から嘉麻市子ども医療費等の助成制度の入院対象者を現状の 6 年生までから、中学校 3 年生まで拡大される旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

また、これに伴い、新たに中学校 1 年生から 3 年生までは、1 医療機関等（薬局は除く）の入院 1 日 500 円（1 ヶ月 3,500 円を上限）を自己負担とし、それ以外の自己負担分が市の公費負担となります。

小学校就学前児及び重度障がい者医療受給者の同年齢児につきましては、今まで通り保険医療機関窓口での取扱いの変更はありません。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、嘉麻市役所市民課国保年金係（Tel. 0948-62-5679）までご照会ください。

記

※嘉麻市子ども医療費等の助成制度の拡大について（平成 27 年 1 月 1 日診療分から）

	現行	改正後
通院	対象者：0 歳～9 歳 ※1 6 歳就学前…無し 6 歳就学以上…600 円／月	対象者：0 歳～9 歳 ※1 6 歳就学前…無し 6 歳就学以上…600 円／月
入院	対象者：0 歳～12 歳 ※2 6 歳就学前…無し 6 歳就学以上…500 円／日 (月 7 日限度)	対象者：0 歳～15 歳 ※3 6 歳就学前…無し 6 歳就学以上…500 円／日 (月 7 日限度)

※1. 9 歳の誕生日以後の最初の 3 月 31 日まで。

※2. 12 歳の誕生日以後の最初の 3 月 31 日まで。

※3. 15 歳の誕生日以後の最初の 3 月 31 日まで。